

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路（指定年月日 昭和49年3月27日 指定番号 第48-11号）の指定を取消ししたので、公告する。

平成27年11月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- | | |
|--------------------|---|
| 1 指定番号 | 第48-11号(北部土木事務所栗原地域事務所) |
| 2 取消しする指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号 |
| 3 指定取消しの年月日 | 平成27年11月4日 |
| 4 取消しする指定道路の位置 | 栗原市築館源光96番4の一部,98番1の一部,
99番17の一部,99番23,99番24,
99番27の一部,99番28の一部,100番2,
101番11の一部,101番61の一部,
301番の一部,302番の一部,304番の一部,
301番地先の水路 |
| 5 取消しする指定道路の延長及び幅員 | |
| (1) 延長 | 118.7m |
| (2) 幅員 | 4.0mから5.0m |